

第 1 2 回大空町農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 2 4 日 第 1 2 回大空町農業委員会総会は、大空町役場 3 階 1 号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 斎 藤 宏 幸	2 番 上 田 英 樹	3 番 渡 辺 誠
4 番 古 田 牧 子	6 番 渡 邊 恵 二	7 番 小 川 一 浩
8 番 福 田 英 信	9 番 福 田 重 幸	1 1 番 増 子 昭 雄
1 2 番 真 鍋 剛	1 3 番 佐々木 経 一	1 5 番 仲 西 政 克
1 6 番 高 橋 敬 義	1 8 番 追 分 敏 行	1 9 番 岡 本 シゲ子
2 0 番 遠 藤 哲 也	2 1 番 佐 野 一 義	2 2 番 先 崎 教 之
2 3 番 丹 羽 真 治	2 4 番 石 田 正 俊	

(2) 欠席者

5 番 児 山 高	1 0 番 佐久間 仁	1 4 番 森 英 章
-----------	-------------	-------------

(3) 欠番 1 7 番

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹	主 査 戸井 裕之	主 事 仙石 陸
------------	-----------	----------

第12回大空町農業委員会総会議事録

午後3時00分

石川局長	ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第12回総会を開催いたしたいと存じます。 それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。 前文から朗読いたします、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 本日は何かとお忙しい中、また天候の悪い中、第12回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 本年は雨が近く、一度に降雨量も多く思うように作業が出来ず、気温も暑かったり寒かったりと寒暖差が大きく、蒔き付け作業には皆さん大変ご苦労されたことと思います。ビートにおきましては概ね霜、風の害もあまり受けず順調に生育していますので安心しているところであります。 本日も雨が降りまして寒い日となっており、来週月曜日から3日間はまだ雨予報となっており、作業が進まないのではないかと考えております。作業が思ったように進みませんと誰しも焦ってしまいがちですが、落ちついて、事故怪我のないよう作業を進め、皆様が健康で良い出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、総会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	4月19日開催の第11回総会後の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告)
石田会長	ただ今より、第12回農業委員会総会を開催いたします。 (午後3時06分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。

石川局長	ただいまの出席委員は、２０名であります。 児山委員、佐久間委員、森委員から欠席の旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第７条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第１号から議案第６号まで計１８件であります。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第１４条第２項」の規定に基づき議長において、６番渡邊恵二委員、７番小川一浩委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和６年５月２４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第１号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、一部分筆した農地を隣接を耕作している譲受人へ贈与する新規案件でございます。図面につきましては１ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 なお、農地法第３条第２項の許可出来ない項目に該当していないことを確認をしておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第３地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係１番について質疑に入ります。

委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 1 号利用権設定関係 1 番朗読】 この件につきましては、借主の規模拡大に伴う賃貸借の新規案件でございます。図面につきましては、2 ページに掲載しておりますのでご確認ください。 なお、農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましては、借主が新規法人を設立したことにより、農地を貸し付ける新規案件でございます。図面につきましては省略をさせていただきますのでご了承ください。 なお、農地法第 3 条第 2 項の許可出来ない項目に該当していないことを確認をしておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
仙石主事	【議案第 1 号利用権設定関係 3 番朗読】 この案件につきましても、借主が新規法人を設立したことにより、農地を貸し付ける新規案件でございます。図面につきましては省略をさせていただきますのでご了承ください。

	なお、農地法第3条第2項の許可出来ない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いいたします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第1号利用権設定関係3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和6年5月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第2号所有権移転関係1番朗読】 この案件につきましては、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。4月25日に第4地区農業委員により、あっせん会が

	行われてございます。 なお、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより 所有権移転関係1番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第2号所有権移転関係2番朗読】 この案件につきましても、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。5月17日に第5地区農業委員により、あっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 2 番について、質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に所有権移転関係 3 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 2 号所有権移転関係 3 番朗読】 この案件につきましても、譲受人の規模拡大に伴う新規案件となっております。5 月 10 日に第 5 地区農業委員により、あっせん会が行われております。なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に適合していることを確認しております。 以上です。
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 3 番について、質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第２号所有権移転関係３番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１６条の規定による買入協議の要請について」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第３号「農業経営基盤強化促進法第１６条の規定による買入協議の要請について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１５条第１項及び同条第２項に基づく調整を行った結果、農地保有合理化法人による買入れが必要であると認め、下記のとおり大空町長に対し買入協議の通知をするよう要請することについて審議を求める。令和６年５月２４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第３号１番朗読】 この件につきましては、申出者の離農に伴う農地の売買案件となっております。 あっせんの申出を受け、５月８日に第１地区農業委員さんによりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところであります。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、福富地区の〇〇氏となっております。図面につきましては、３ページに掲載しておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第１地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、５年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。

石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 3 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第 3 号 2 番朗読】 この件につきましても、申出者の離農に伴う農地の売買案件となっております。 あっせんの申出を受け、5 月 8 日に第 1 地区農業委員さんによるあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議したところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、山園地区の〇〇氏となっております。図面につきましては、4 ページに掲載しておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第 1 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきましても、申出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5 年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、3番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第3号3番朗読】 この件につきましては、新規案件となっております。 あっせんの申し出を受け、5月10日に第5地区農業委員によりあっせん会を行ったところ、農業公社の農地売買支援事業を活用したいとの申し出がありまして、協議しましたところ、公社への買入協議要請が適当、と至ったところでございます。 なお、公社買入後の一時貸付予定者につきましては、本郷地区の〇〇氏となっております。図面につきましては5ページに掲載をしておりますので、ご参照ください。 以上です。
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	この案件につきまして申出のあった農用地の利用調整を図りましたが協議が整わず、5年間、農地保有合理化法人に保有していただき、その後買い入れすることが適当と判断しました。 以上です。
石田会長	これより3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第3号3番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)

石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 所有権移転関係１番から５番までについて、譲渡人が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第４号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により、大空町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について、議決を求める。令和６年５月２４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第４号所有権移転関係１番から５番朗読】 １番から５番につきましては、農地保有合理化事業に伴う農業公社との売渡しに係る案件となっております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係１番～５番までについて質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第４号所有権移転関係１番から５番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第５号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 １番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第５号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規程（平成２０年農業委員会訓令第３号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和６年５月２４日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

	【議案第 5 号 1 番朗読】 この件につきましては、5 月 9 日に第 2 地区農業委員にて現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面につきましては、6 ページに掲載してございますので、ご参照をお願いします。 以上です。
石田会長	この件について、第 2 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、5 月 9 日に第 2 地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりであります。 以上です。
石田会長	これより 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 5 号 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 5 号 2 番朗読】 この件につきましては、4 月 26 日に第 4 地区農業委員で現地調査を行っており、農地採草放牧地以外であることをご確認いただいております。図面につきましては、7 ページに掲載をしておりますので、ご参照願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、4月26日に第4地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。 結果については、ただ今の事務局の説明のとおりです。 以上です。
石田会長	これより2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第6号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	議案第6号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号）」の規定に基づき「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」審議を求める。令和6年5月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第6号別冊参考資料朗読】 説明については以上です。
石田会長	これより質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の

	推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成20年農業委員会規則第1号）第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和6年5月24日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第1号朗読】 以上です。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて、報告第1号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦勞様でした。 (午後3時55分終了)